

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議について

令和2年4月2日  
関係府省申合せ  
令和5年6月13日  
一部改正

1. 性犯罪・性暴力対策について、関係府省が連携して取組の強化を検討・推進するため、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
議長代理	内閣府男女共同参画局長
構成員	こども家庭庁成育局長
	こども家庭庁支援局長
	警察庁刑事局長
	法務省大臣官房政策立案総括審議官
	法務省刑事局長
	文部科学省総合教育政策局長
	厚生労働省社会・援護局長
3. 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
4. 会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。